

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	田端上野地区 (田端上野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区はほ圃場整備された平地の農地で構成されている。
現状では地区外の 5 者の担い手と個人の農家が営農している。
平地で複数地区にまたがる大規模な集団農地であるため、複数の担い手が入り組んで営農している状況である。
隣接地区に比べて担い手への集約もあるが、作業効率の向上には更なる集約化が必要と思われる。
また、個人農家については、将来的に離農するようであれば、既存の担い手に集積・集約していくように調整が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻のほか、担い手による大豆、小麦や飼料用作物などの土地型利用作物の栽培が行われており、引き続きこれら作物の栽培を行っていく。
農地の集積・集約については、既に一部で担い手への集約があることから、引き続き隣接地区での営農状況と合わせて効果的な集約方法を検討していきたい。
個人農家については意向を踏まえながら、離農に際しては、既存担い手を中心に集積、集約していけるよう検討していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、現況で農業利用が見込まれない農地は含まない。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の集積・集約については農地中間管理機構を通じて行うこととする。 担い手が営農困難になった場合については、農地中間管理機構の農地バンクを機能を活用することで、保全管理や新規受け手への付け替えを進めることができるように機構への貸し付けを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生した際は、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな引き受け手となる新規営農者や担い手の確保に努め、他組織（JA、県等）との連携を図りながら農地の幹旋や必要な支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
③ 作業効率の向上を図れるものについては導入等を検討したい。